

川内原子力発電所再稼働差止仮処分に関わる準備書面 7、8、9 の概要について

1 準備書面 7 について（火山事象）

当社は、川内原子力発電所の運用期間において、火山事象が川内原子力発電所の安全性に影響を及ぼす可能性は極めて低いことを確認しており、火山活動のモニタリングを行い、破局的噴火への発展の可能性がある場合は、原子炉停止・燃料体等の搬出等を実施することとしているため、火山事象によって放射性物質の大量放出事故が発生する具体的危険性はない。

2 準備書面 8 について（避難計画）

川内地域の避難計画を含む緊急時対応については、要援護者にも十分配慮されており、また、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針に則った段階的な避難及び屋内退避といった住民が取るべき行動を明確にした具体的かつ合理的な内容となっている。

3 準備書面 9 について（耐震安全性）

当社が、川内原子力発電所において策定した基準地震動は、豊富な観測データに基づき高い精度で把握した地域的な特性を踏まえ、十分な余裕をもって策定した妥当なものである。そのため、基準地震動を超過する地震動が発生する可能性は極めて低い。

また、仮に、基準地震動を超過する地震動が発生したとしても、川内原子力発電所には、耐震安全上の余裕が確保されていることから、川内原子力発電所の耐震安全性に直接影響を与えるものではない。さらに、万が一、耐震安全上の余裕を超過するような地震動など異常な事象が発生したとしても、多重性または多様性及び独立性を考慮した安全確保対策が講じられており、放射性物質の大量放出事故が発生する具体的危険性はない。

したがって、川内原子力発電所においては地震に対する安全性が確保されている。

以上